

相生市合葬式墓地（さくら墓苑） 申込みのご案内



○受付場所 相生市役所 環境課（2号館1階）

○受付時間 午前8時30分～午後5時15分（平日）

相生市 市民生活部 環境課
〒678-8585
相生市旭一丁目1番3号
Tel 0791-23-7131（直通）

合葬式墓地とは

合葬式墓地とは、ひとつのお墓に多くの焼骨を共同で埋蔵する新しい形式のお墓です。

近年の都市化・少子高齢化といった社会情勢の変化にあわせて、利用される方の多様なニーズにお応えするお墓であり、建物全体をひとつのお墓としているため、個人での管理やお墓を承継していく必要がありません。

申込者の資格

次の要件のいずれかを満たす必要があります。

- (1) 相生市に引き続き6ヶ月以上住所を有する方、または本籍を有する方で、現に埋蔵をしようとする焼骨を所持されている方
- (2) 生前に市民であった方の焼骨を所持されている方
- (3) 相生市に引き続き6ヶ月以上住所を有する満65歳以上の方で、自己の死後にその焼骨の埋蔵をすることを希望される方

申込みに必要なもの

次の書類を揃えて、環境課へ提出する必要があります。

- (1) 合葬式墓地使用許可申請書

添付書類：住民票の写し、戸籍謄本又は抄本、その他市長が必要と認める書類のいずれか必要なもの。(発行から3ヶ月以内のもの)

※添付書類は、申込者の資格によって異なるので、環境課へお問い合わせください。

- (2) 記名板使用許可申請書 (希望者のみ)

- (3) 合葬式墓地埋蔵届

添付書類：火葬許可証 (火葬済証明) 等

- (4) 改葬許可申請書 (焼骨をこれまでのお墓から合葬式墓地に移す場合)

使用料

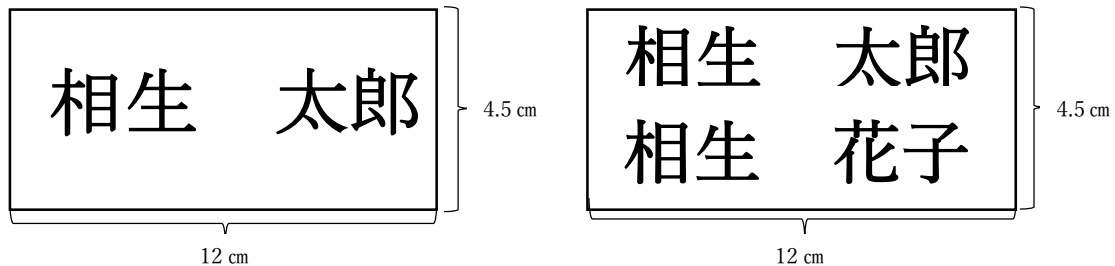
(1) 合葬式墓地の使用料

内 容	使用料（1体あたり）
合葬施設へ直接埋蔵	50,000 円
10 年間個別安置後に合葬施設へ埋蔵	100,000 円

(2) 記名板の使用料（希望者のみ）

内 容	使用料（1枚あたり）
ステンレス製のプレート	30,000 円

【イメージ】



(3) 改葬の場合による特例について

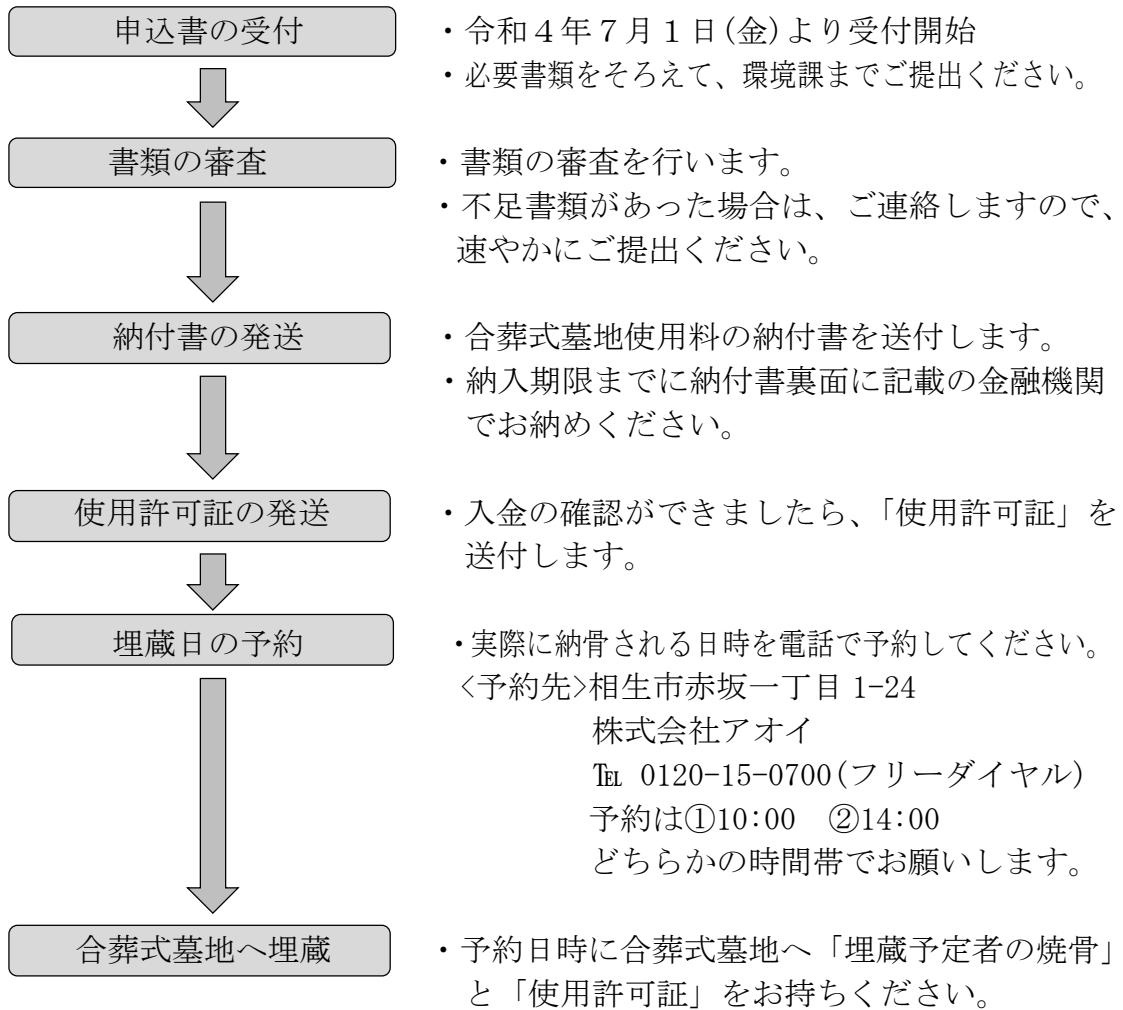
改葬の場合に、その焼骨を規定サイズ以下の骨壺と一緒に納めた場合（最大5体まで）はその5体までを1体とみなすことができます。（改葬の場合のみ適用されます。）

※規定サイズの骨壺は6寸以下です。（縦 20 cm×横 20 cm×高さ 21 cm以下）

(4) 使用料の還付について

- ①合葬式墓地及び記名板に対する既納の使用料は還付されません。
- ②生前予約において、焼骨が合葬式墓地に埋蔵（納骨）される前に、使用を取りやめた場合は、既納の使用料の5割相当額が還付されます。ただし、許可日から5年以内に届出した場合に限りです。

申込みから埋蔵（納骨）までの流れ



※直接合葬施設への埋蔵をお申し込みの方は、相生市が用意する布製の納骨袋に移し替えて合葬式墓地へお越しください。

※個別安置施設への埋蔵（納骨）をお申し込みの方は、骨壺（縦20 cm×横20 cm×高さ21 cm以下）に入れて合葬式墓地へお越しください。

施設の概要

- 【名称】相生市営相生墓園合葬式墓地（さくら墓苑）
【所在地】相生市陸字秀谷 1497-6
【構造】鉄筋コンクリート造平屋建
【施設規模】個別安置施設： 300 体
合葬施設：2,000 体
参拝スペース：モニュメント、献花台、記名板を設置

(1) 個別安置施設

骨壺（縦 20 cm×横 20 cm×高さ 21 cm以下）に納められた焼骨を納骨棚に 10 年間安置します。

なお、個別安置施設への埋蔵（納骨）後、10 年が経過した後は、申請者等に通知することなく合葬施設に埋蔵します。

また、個別安置施設における安置場所の指定及び立ち入りはできません。



(2) 合葬施設

相生市が用意する布製の納骨袋に焼骨を納めさせていただき、合葬施設に埋蔵します。

なお、合葬施設に埋蔵された後の焼骨は、一切返還できません。

また、合葬施設への立ち入りはできません。

(3) 参拝スペース

合葬式墓地に埋蔵（納骨）されている方を参拝するスペースです。お参りは、参拝スペース（献花台モニュメント）でお願いします。

- ① ロウソクや線香等は使用できません。
- ② 混雑時における法要等のご遠慮ください。



(4) 記名板（希望者のみ）

- ① 記名板の使用は、希望制となります。
- ② ステンレス製のプレートに氏名を刻字します。（夫婦等連名での刻字も可能）
- ③ 記名されたステンレス製のプレートは、焼骨の埋蔵（納骨）後に貼付します。
- ④ 生前中の記名は行いません。
- ⑤ 記名板の位置指定はできません。
- ⑥ 刻字する字体の指定をすることはできません。



注意事項

(1) 焼骨の埋蔵について

- ①使用許可証に記載された埋蔵予定者以外の焼骨を埋蔵（納骨）することはできません。
- ②持参した焼骨は、所定の場所で係員にお預けください。

(2) 生前予約の方へ

- ①10年間の個別安置期間は、使用許可日からの年数となります。10年経過後に焼骨を埋蔵（納骨）される場合は、個別安置施設の使用はできず、合葬施設のみとなります。
- ②生前予約の方は、自己の責任において、お亡くなりになった後の自己の焼骨が、合葬式墓地に埋蔵（納骨）されるよう、あらかじめ必要な措置を講じておいてください。
- ③生前予約の方は、本人からの申請のみ受け付けます。（委任状による代行は可）

(3) その他

- ①相生市において、合同慰霊祭などの祭事はありません。
- ②使用許可後であっても、申込み時に不正があったと認められるときは、使用許可を取消すことがあります。
- ③使用権を譲渡又は転貸、転売することはできません。
- ④合葬施設を利用するため、骨壺が不要になった場合は、合葬式墓地へお持ちいただければ市で処分します。

案内図

